

【 イーアスつくば 】 御中

年 月 日

住 所

電 話

法人名

代表者氏名

社判

## 催事・イベントに関する確認書

弊社は、下記の条件等を了解の上、本施設の共用部において催事・イベント（以下「本件催事」という）を行うことをお約束いたします。なお、今後の催事・イベントにつきましてもこの確認書の通りといたします。

### 記

#### 1. 催事・イベント内容

本件催事の催事・イベント名・営業期間・営業時間・内容・催事場所・支払予定日・条件等については、弊社が本施設に別途提出する「催事使用申込書」の通りとします。また、本件催事の営業行為において提供予定のサービスおよび商品のリストを催事使用申込書提出時に併せて提出の上、本施設の承認を得るものとします。また、本件催事の営業期間中にサービスおよび商品を変更または追加する際は実施前に変更後のサービスおよび商品のリストを本施設へ再提出の上、本施設より書面承認を得るものとします。

#### 2. 指揮・監督

催事・イベント業務を行う催事場所若しくはその変更及び販売方法等については、本施設が弊社に対し指定若しくは指示をし、弊社は異議なくこれに従うものとします。

#### 3. 補償

サービスおよび商品の品質・数量及び表示、催事の表示等については関連法規を順守し、適正にこれを実行するものとします。万一、弊社がこれに違反し、本施設が損害を被った場合には、弊社がその損害を賠償するものとします。また、弊社は、その責任を担保するために必要な損害保険に加入するものとし、本件催事の開始までに本施設に対して、保険証券の写しを提出しなければならないものとします。

#### 4. 管理責任

弊社は、催事・イベントに関する事故防止及び、管理上必要とされる対策を自己の責任と費用負担において講じるものとします。また、催事・イベントから発生した事故及びクレーム等については、速やかに本施設に報告を行い、責任を持って解決にあたるものとします。

#### 5. 個人情報

催事・イベントを通じて知り得たお客様の個人情報については、法令等に基づき弊社の責任において厳重に管理し、弊社が予め定めた利用目的以外に使用しないものとします。

#### 6. 報告義務

弊社は、本件催事の営業期間中、毎日の売上実績を端末機器若しくは、売上日報にて正確に報告するものとします。報告漏れ、不正行為などが発覚した場合には、本施設は弊社との間の本施設の使用に係る契約を解除し、本件催事を中止させることができ

るものとします。

#### 7. 表明・保証

自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等ではなくかつ将来にわたっても該当しないこと、および催事場所を反社会的勢力等に使用させないことを保証し、これに違反したとき、本施設の使用に係る契約は解除されることを承諾します。

#### 8. 禁止行為

弊社が次のいずれかの禁止行為に該当した場合には、本施設は弊社との間の本施設の使用に係る契約を解除し、本件催事を中止させることができるものとします。

- (1) 本契約に基づく権利の行使または義務の履行を第三者に代行させたとき。
- (2) 第三者に対し、本契約に基づく権利義務の全部または一部を譲渡・転売・質入れ・その他担保等に供したとき。
- (3) 関連法規への違反、違法行為があったとき。
- (4) 虚偽の売上報告をしたとき。
- (5) 本施設の諸規則または以下の「催事出店時の注意事項」に違反し、催告にも関わらず是正されないとき。

##### 【催事出店時の注意事項】

- ① 偽ブランド品など違法商品の取扱いや不当表示など違法な販売方法による営業を行うことは認められません。
  - ② 本施設内の他の店舗と競合する商品の取扱いは出来ません。本施設または他の店舗から競合する旨指摘のあった商品の取扱いは直ちに中止しなければなりません。
  - ③ 看板の設置、ポスターの掲示、チラシの配布などは事前に本施設の書面による承諾を得なければ出来ません。
  - ④ ディスプレイは本施設全体の調和を損なわないものでなければなりません。
  - ⑤ 本件催事における営業に際し、催事申込者の名称と連絡先をお客様から見易い場所に掲示してください。
  - ⑥ 返品や苦情等は責任を以って速やかに対処してください。
  - ⑦ 火災・爆発その他危険を生じるおそれのあるものの持込みは出来ません。
  - ⑧ 商品等の管理と本施設に預託するまでの売上金の管理は自己の責任で行ってください。
  - ⑨ 本施設内は、喫煙場所として指定された場所以外は禁煙です。
  - ⑩ その他、出店ならびに退店に際しては、本施設の指示に従ってください。
- (6) その他、取引上の信頼関係を失墜させる行為があったとき。
  - (7) 本施設の承諾なく本件催事の営業を停止したとき。
  - (8) 関係官庁から中止命令がでたとき。
  - (9) 本施設が承認しないサービスおよび商品が本件催事の営業期間中に提供されていることを本施設が確認したとき。
  - (10) 催事申込者が本件催事を本確認書に従って遂行することができないと本施設が判断したとき。

#### 9. 明渡しと原状回復

営業期間終了時又は弊社の事情で本件催事を終了する時は催事場所に付加した設備・造作その他所有物一切を自己の費用負担で撤去し、催事場所を原状に復して明渡すものとします。

#### 10. 損害賠償

故意または過失により本確認書に違背する行為を行い、本施設が損害を被った場合には、弊社はその賠償の責に任ずるものとします。

##### 11. 催事場所の一時利用

本催事場所の使用が、上記「催事使用申込書」記載の内容を目的とし、記載の営業期間に限られた一時的なものにすぎないこと、

催事場所の使用について借地借家法の適用がないことを確認します。

12. その他

本書に定めのない事項または解釈に疑義ある事項については、本確認書の趣旨に従って本施設が決定するものとします。

以上